

## 目黒区立保育所緊急一時保育事業実施要綱

平成6年4月28日付け目児保第65号決定

改正 平成6年4月28日付け目福保第65号

平成10年3月31日付け目福保第778号

平成19年3月23日付け目健育第1175号

平成25年9月30日付け目子保第9892号

平成27年4月1日付け目子保第11552号

平成30年9月1日付け目子保第5201号

### (目的)

第1条 この事業は、日中児童を保育している者（以下「保護者」という。）が病気による入院等の緊急を要する理由により児童を保育することが困難となり、かつ、同居の親族の中に保育に当たる者がいない場合に、緊急一時保育することにより、児童福祉の増進及び子育て家庭への支援をすることを目的とする。

### (実施場所)

第2条 この事業の実施場所は、目黒区立保育所（以下「保育園」という。）とする。

### (対象者)

第3条 緊急一時保育の対象児（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 目黒区に住民票を有する児童
- (2) 生後57日以上から小学校就学前までの健康で集団保育可能な児童

### (要件)

第4条 緊急一時保育は、対象児が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育園における保育の実施（以下「保育の実施」という。）を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 保護者が病気、出産等で入院するとき、又は自宅療養し医師が保育困難と認めたとき。
- (2) 三親等以内の親族が入院し、保護者がその看護又は介護に当たるとき。
- (3) 保護者が死亡、又は拘禁により不在になったとき。
- (4) 保護者が災害等による復旧作業に従事するとき。
- (5) 保護者が児童を家庭福祉員に預けている場合で、当該家庭福祉員が目黒区の実施する研修会へ参加するため保育に当たれないとき。
- (6) 保護者が児童を家庭福祉員に預けている場合で、当該家庭福祉員が病気のため保育に当たれないとき。
- (7) 保護者が児童を家庭福祉員に預けている場合で、当該家庭福祉員が目黒区家庭福祉員制度運営要綱（17年3月2日目健育第946号決定）第3条第1項第3号に規定する年次休暇又は同項5号に規定する慶弔休暇を取得するとき。
- (8) その他区長が必要と認めるとき。

### (利用回数)

第5条 緊急一時保育の利用は、前条に規定する各要件において、同一年度内に一回限りとする。ただし、前条第7号に規定する休暇のうち、家庭福祉員が年次休暇を取得する場合は同一年度

内に5日間を限度とする。

(利用時間)

第6条 緊急一時保育の利用時間は、保育の実施を受ける児童（以下「保育実施児」という。）に準ずるものとする。ただし、延長保育は行わない。

(利用日)

第7条 緊急一時保育の利用日は、保育実施児に準ずるものとする。

(利用期間)

第8条 緊急一時保育の利用期間は、利用開始日から2か月を限度として区長が必要と認める期間とする。ただし、第4条第1号に規定するもののうち、保護者が出産で入院するときの利用期間は出産のために入院する日から退院後の期間を含めて2週間を限度とする。

(利用定員)

第9条 緊急一時保育の定員は、保育園1園につき、1人とする。ただし、兄弟姉妹の緊急一時保育を同時に行う場合は、この限りではない。

(保育内容)

第10条 緊急一時保育の保育内容は、保育実施児に準ずるものとする。なお、児童の心身の健全な育成を損なうことのないように、保育内容を配慮する。

(申請の手続き)

第11条 緊急一時保育を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急一時保育利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により区長に申請しなければならない。

2 申請書の受理、内容審査及び承認等の事務手続は保育課が行う。

(利用の承認・不承認)

第12条 区長は、前条第1項の申請を受けたときは、第3条から第5条までに定めるところにより内容を審査し、利用の承認又は不承認を決定する。

2 前項の内容審査に当たり、区長が必要と認めるときは、事実を証明する書類の提示や提出を求め、又は実地に調査することができる。

3 区長は、第1項の規定により利用を承認する場合には、申請者の希望する保育園を考慮の上、緊急一時保育を実施しようとする保育園と協議し内定する。内定後、当該保育園長は申請者及び対象児と面談し、対象児の集団保育の可能性について判断する。当該園長が集団保育可能と判断した場合、区長は当該保育園を緊急一時実施保育園と指定（以下「指定保育園」という。）し、利用承認を決定する。利用承認に当たっては、申請者に緊急一時保育利用承認書（別記第2号様式）により通知し、指定保育園には、緊急一時保育決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

4 利用開始日は、原則として利用承認をした日の翌日とする。

5 利用を承認しない場合は、申請者に緊急一時保育不承認通知書（別記第4号様式）により通知する。

(面談及び健康診断)

第13条 申請者は、対象児に前条第3項の規定による面談及び健康診断を、利用の前に受けさせなければならない。ただし、健康診断については、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 対象児が利用日前6か月以内に健康診断を受けているとき。
- (2) 指定保育園において、後日園医により健康診断が受けられるとき。
- (3) その他区長が必要がないと認めるとき。

(利用承認の取消し)

第14条 区長は、保護者又は緊急一時保育の実施を決定した児童（以下「緊急入所児」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急一時保育利用承認を取り消すものとする。利用承認を取り消す場合は、緊急一時保育利用承認取消通知書（別記第5号様式）により、保護者に通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) 園医等の健康診断の結果、緊急一時保育を受けさせるのが不相当と園医が判断し、区長が認めるとき。
- (3) 第3条及び第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) その他利用することが困難になったと認められるとき。

(費用負担)

第15条 区長は、保護者が緊急一時保育を利用したときは、保護者から利用料金として一日1,200円を徴収する。

(費用の減額又は免除)

第16条 区長は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の利用料金を免除することができる。

- (1) 生活保護世帯又は住民税非課税世帯であるとき。
- (2) その他区長が認めるとき。

2 区長は、保護者が第4条第5号から第7号までの規定により、緊急一時保育を利用したときは、利用料金から賄費相当額（400円）を差し引いた金額を減額することができる。

3 申請者は、免除又は減額を受けようとするときは、緊急一時保育利用料金（免除・減額）申請書（別記第6号様式）により申請しなければならない。

4 区長は、前項の申請を受けたときは免除又は減額要件の確認を行い、利用料金の免除又は減額を決定した場合は緊急一時保育利用料金（免除・減額）決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知する。

(実施状況の報告)

第17条 緊急一時保育を行った保育園長は、緊急入所児が利用を終了したときは、緊急一時保育実施状況報告書（別記第8号様式）により、保育課長に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が定める。

付則（平成6年4月28日付け目福保第65号）

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

付則（平成10年3月31日付け目福保第778号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則（平成19年3月23日付け目健育第1175号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則（平成25年9月30日付け目子保第9892号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付則（平成27年4月1日付け目子保第11552号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則（平成30年9月1日付け目子保5201号）

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。